

○追手門学院大学教育後援会修学援助給付奨学金規程

2004年7月12日

制定

(目的)

第1条 この制度は、学費支弁者たる父母又は保証人が死亡したことによる家計急変のために修学を継続することが経済的に困難となった学生の学費等を援助することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学教育後援会修学援助給付奨学金（以下「奨学金」という。）という。

(資金)

第3条 本奨学金は、教育後援会の原資をもって充てる。

(給付対象者)

第4条 給付対象者は、教育後援会会員を父母又は保証人に持つ、追手門学院大学に在籍する学部学生で、学費支弁者の死亡により、学費支弁者の属する世帯収入が著しく減少したことにより家計が急変し、学費等の納入が困難になった者とする。ただし、授業料減免に関する規程による減免を受けている者、あるいは受けようとする者は、対象外とする。

(金額及び期間)

第5条 奨学金は給付制とし、年額50万円を一括して支給する。

2 奨学金の給付期間は、単年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の申請は、原則として第4条に規定する事由発生後三か月以内に行う。

(提出書類)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生申請書
- (2) 学費支弁者が死亡したことを証明するもの

(採用)

第8条 奨学生の採用は、学生支援委員会が書類審査を行い、学長が決定する。

2 学長は、採用者を教育後援会会長に報告する。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出

なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人若しくは学費支弁者の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 奨学金を辞退するとき。

(返還)

第10条 奨学金に返還の義務は課さない。ただし、次のいずれかに該当するときは給付した奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき。
- (4) 虚偽の申告による申請が判明したとき。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育後援会との協議のうえ、常任理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。